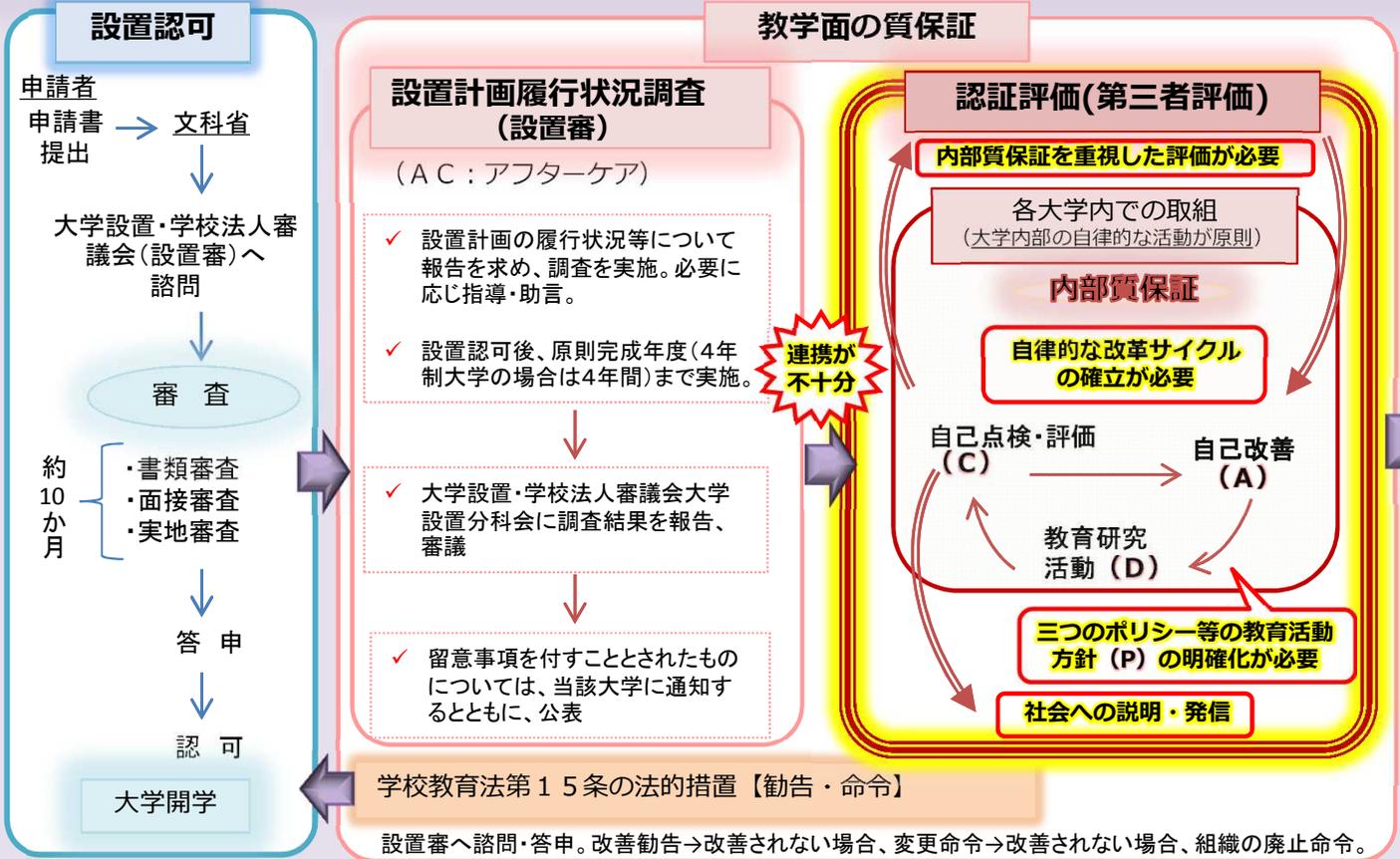


大学教育の質保証の全体像(イメージ図)

大学設置基準等

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)。



今後の検討課題

※第8期大学分科会において継続検討

1. 三つのポリシーに基づく大学教育の実現

- (1) 三つのポリシーの一体的な策定の義務付け
 - (2) 三つのポリシーに関するガイドラインの在り方
 - (3) 三つのポリシーに基づく大学教育に対する認証評価の在り方(高大接続改革を通じた大学教育の質的転換を推進するための評価の在り方)
- ※(1)(3)は、今年度中に省令改正予定。

2. 認証評価制度の改善

平成30年度からの第3サイクルに向けて、認証評価制度全体の改善の方向性のとりまとめに向け、下記の事項を中心に更に具体的な改善方を検討。

今年度中に方向性をとりまとめ。

【例】

内部質保証等を重視した評価への発展・移行、評価結果を活用した改善の促進、認証評価機関の評価の質の向上、評価における社会との関係の強化、評価人材の育成、評価の効率化

3. 質保証に関するシステム間(設置基準、設置認可、認証評価等)の相互の連携の在り方

各制度の相互の連携や、関係の整理をはじめ、**大学教育の質保証に係る全体的なシステムの改善充実を図るための方策についても検討が必要。**

現在、上記2.の認証評価制度の改善の検討の中で、設置計画履行状況調査(AC)との連携についても検討中。

社会の負託に応える質の高い教育研究を展開する大学の改革サイクルを保証するシステムの構築

